

## 訪問看護・リハビリステーションわたぼうし WEST 運営規定

### 事業の目的

第1条 医療法人社団林山朝日診療所が開設する、指定訪問看護ステーションが行う訪問看護事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営その他訪問看護事業に関する事項を定め、当事業所の訪問看護師が在宅療養者に対し、看護サービスを提供する。在宅療養者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保と向上を目指し健康管理、および日常生活動作の維持回復を図ると共に在宅療養を推進し快適な在宅療養が継続できるよう支援することを目的とする。

### 運営の方針

- 第2条 1. 訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
2. 運営会議を設置し事業の運営上必要な事項について適時協議をする。

### 事業の名称

第3条 指定訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称：訪問看護・リハビリステーションわたぼうし

所在地：神戸市須磨区妙法寺字藪中 1242 番地

### 職員の職種、員数、及び職務内容

第4条 当事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名常勤看護師とする。(訪問看護兼務)

管理者は、職員の管理、利用申し込みにかかる調整、業務実情の把握、適切な事業の運営が行われるよう統括する。

- (2) 訪問看護師：看護師 10 名以上（管理者兼務 1 名）、理学療法士 3 名以上、作業療法士 3 名以上、事務 1 名以上。

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

- (3) 事業の状況に応じて職員数は増減する（常勤換算 2.5 名以上）

### 営業日及び営業時間

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月～金 但し、土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く

- (2) 営業時間：午前 9 時～午後 5 時

- (3) 24 時間 365 日、利用者やその家族からの電話等による緊急時連絡対応体制を整備。

#### 訪問看護の利用回数時間及び利用回数

第 6 条 居宅サービス計画に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合は除く。

#### 訪問看護の提供方法

第 7 条 当事業所は次の方法で訪問看護事業を提供する。

- (1) 利用者からかかりつけ医を通して訪問看護の申し込みがあった場合は、医師より訪問看護指示書の交付を受け、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 介護支援専門員を通して訪問看護の申し込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書交付の依頼をし、訪問看護計画を立案し訪問看護を提供する。
- (3) 利用者にかかりつけ医がいない場合は、訪問看護ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に連絡を取り利用者の意思を尊重しながら対応する。
- (4) 実施した訪問看護については、訪問看護報告書をかかりつけ医に提出すると共に必要に応じて指示を受ける。

#### 訪問看護の内容

第 8 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活援助：清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話
- (2) ターミナルケア
- (3) 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置、医療機器の管理と指導
- (4) リハビリテーション
- (5) 家族の支援に関すること：家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- (6) その他の相談業務

#### 緊急時の対処方法

第 9 条 看護師は、訪問看護の提供中に利用者の病状に急変及び緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、速やかに救急車要請をするなど必要な処置を講じる。又、これらの処置を行った場合は、管理者及び主治医に報告する。

## 利用料

- 第 10 条 1. 訪問看護を提供するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し利用料について説明し理解を得て契約をおこなう。
2. 訪問看護の利用料は、介護報酬告示の額と老人保健法及び健康保険法に定められた額とする。訪問看護利用料一覧を参照。
3. その他、利用者の申し出により、次の訪問看護を提供した場合は、利用料として次の金額を徴収する。
- (1) 営業時間外で 90 分超える訪問看護；30 分 2,000 円
  - (2) 営業日以外の訪問看護（医療保険による訪問看護の場合）；1 日 1,000 円
  - (3) 死後の処置：部分処置は 5,000 円（税抜）、全身処置の場合は 10,000 円（税抜）
4. 訪問看護に要した交通費は次に定めるとおりとする。
- (1) 介護保険利用による訪問看護の提供は介護報酬告示の額  
・ 通常の事業の実施地域以外の交通費  
事業所から利用者宅まで直線距離 5 km を超える場合：800 円（税抜）
  - (3) 医療保険利用により訪問看護提供については次のとおりとする
    - 1) 事業所から利用者宅まで直線距離 3 km 未満：330 円
    - 2) 事業所から利用者宅まで直線距離 3 ～ 5 km：440 円
    - 3) 事業所から利用者宅まで直線距離 5 km 以上：550 円
5. キャンセル料
- 利用者の都合により訪問予定の変更をご希望の方は必ず朝 9:00 迄にご連絡下さい。当日のサービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ご利用日の 9 時までに連絡を頂いた場合  | 無料          |
| ご利用日の 9 時までに連絡がなかった場合 | 当該基本料金の 30% |

## 通常の事業の実践地域

第 11 条 わたぼうし WEST の実施地域は西区、垂水区の一部(小束山手、小束山本町、舞多聞東、舞多聞西、多聞台、神陵台)、明石市の一部(朝霧、松が丘)

## 相談・苦情対応

- 第 12 条 1. 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2. 提供したサービスに関して市町村から文書その他物件の提出や提示、質問、照会等には即対応するとともに、助言や指導を受けた場合はそれに従い改善策を講じる。

3. 利用者等からの苦情について国保連合会へ申し立てを求められた場合は、利用者に対して必要な援助を行う。なお、国保連合会から文書その他物件の提出や提示、質問、照会等に即対応するとともに、助言や指導を受けた場合はそれに 従い改善策を講じる。

#### 虐待の防止のための措置に関する事項

- 第 13 条 1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン等も活用）を定期的に開催するとともに、その結果について看護師・理学療法士等へ周知徹底を図る。事業所における虐待防止の指針を整備している。
  - (2) 看護師・理学療法士等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施している。
  - (3) 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置している。
  - (4) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係機関に通報する。

#### 業務継続計画の策定

- 第 14 条 1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとする。

#### 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- 第 15 条 事業所において感染症の予防及びまん延の防止の為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（オンラインを活用して行うことができるものとする）を概ね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底

を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

#### その他運営についての留意事項

- 第 16 条
1. 訪問看護・リハビリステーションわたぼうしは、社会使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、自己研鑽に努め業務体制を整備する。
  2. 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密をもらしてはならない。退職後も同様とする。
  3. ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結日から 5 年間保存しなければならない。

#### 附則

1. この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。